

令和3年9月17日時点

豊見城市小中学校感染症予防ガイドライン (新型コロナウイルス感染症)



豊見城市の教育理念

とよ

「ゆめ」「まなび」「ひと」を大事にする響むまちの教育

とよ

響むとは

鳴り響くの意味であり、転じて名高いという意味の古語。「響む」には、歴史に恵まれた豊見城のアイデンティティと地方主権時代のまちを切り拓く気概、そして、郷土への愛着が込められている。

豊見城市教育委員会

令和3年9月改訂

目 次

本ガイドラインについて・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
-----------------------------	-----

感染症対策に関する基本的な考え方・・・・・・・・	P 2
--------------------------	-----

I．学校運営編

1．感染症予防策の徹底・・・・・・・・	P 3
2．教育活動上の留意点・・・・・・・・	P 4
3．登校の判断・・・・・・・・	P 6
4．感染者濃厚接触者等に対する偏見や差別・・・・・・・・	P 7
5．年間行事計画等の見直し・・・・・・・・	P 8
6．教職員の健康管理・・・・・・・・	P 8
7．教職員の勤務・勤務・・・・・・・・	P 8

II．臨時休業編

1．児童生徒及び学校教職員の感染が疑われる症状がある場合	P 9
2．濃厚接触者を把握した場合・・・・・・・・	P 9
3．感染者が出た場合・・・・・・・・	P 10
（同居家族が感染した場合も含む）	
4．市内感染者の発生状況を踏まえた措置・・・・・・・・	P 11
5．やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について	P 12

III．緊急事態宣言発令臨時休業編

- 1．国や県からの通知文に従って対応を行うが具体的な判断については本市のコロナ対策会議及び市教委内の会議において決定し通知する。
- 2．緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応
- 3．まん延防止等重点措置宣言下における対応

添付資料

- ・「新しい生活様式」の実践例(厚生労働省 HP)
- ・5月14日付け、教保261号 学校において児童生徒の発熱等を確認した場合及び新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応（令和2年5月14日時点）（第16報）
学校（園）における新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応（フロー図）別紙1

～本ガイドラインについて～

文部科学省「学校の新しい生活様式 ver.6」において、はじめにの中で『国内外の感染状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれる状況です。こうした中でも、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。』と書かれています。

本ガイドラインは、文部科学省「学校の新しい生活様式 ver.6」及び県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和3年1月6日版)を踏まえ、豊見城市教育委員会として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

なお、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものであることを申し添えます。

感染症対策に関する基本的な考え方

新しい生活様式を見据えた教育活動を行う上で、学校において以下の4つの対策を講じることが必要である。

1. 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底。
2. 学校医や学校薬剤師と連携した校内保健管理体制の整備。
3. 日頃の連絡体制の確認をしておくこと。
4. 集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避。

①換気の悪い密閉空間 (密閉)

②多くの人が密集 (密集)

③近距離での会話や大声 (密接)

患者が発生した場合においては、保健所の指示を仰ぎながら休業措置の規模や期間を決定する。

I 学校運営編

1. 感染症予防策の徹底（令和2年3月24日付け、学校再開ガイドライン1のP1～4・令和2年5月14日付け、学校において児童生徒等の発熱を確認した場合及び新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応について）

（1）児童・生徒

- ア 学校は、児童生徒に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）の励行について指導すること。
- イ 児童生徒（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること（児童生徒には、「健康観察表」を配付し、毎日記入・確認をすること。）
- ウ 登校前に確認できなかった児童生徒については、保健室等での検温及び風邪症状の確認をすること。
- エ 教員や養護教諭は、児童生徒が37.5度未満であっても、登校後、体調不良が見られる場合は、健康観察を行い保護者に連絡して帰宅させる。（他の者との接触を可能な限り避けられるよう別室で待機させるなど配慮すること。）
- オ 登下校時には、会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めること。

（2）教職員等（外部人材含む。）

- ア 教職員等は、児童生徒と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底すること。
- イ 校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じること。

（3）校内環境

- ア 各教室等責任者は、校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備すること。
- イ 各教室等責任者は、適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて柔軟な対応をし、温度、湿度の管理に努めること。換気は、休憩時間毎に教室のドアや窓を開放し、適切に使用すること。（添付資料「豊見城市学校施設冷房設備運用基準」を参照すること）
- ウ 各教室等責任者は、教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回、水拭きした後、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）・家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）を使用して通常清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つこと。（各学校にて「清掃チェックリスト」を作成し、実施状況を管理する。）
- エ 通常の清掃活動で対応（床、机・椅子、トイレ、手洗い場等）
- オ 使用前後に手洗いをすることで、特に器具用具の消毒は必要なし

カ 消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的に不要。

2. 教育活動上の留意点

・教職員等は、教育活動を行う際には、健康観察を十分に行うとともに、学校全体への感染症の拡大を防止するため、学年を超えた活動はできるだけ避けること。なお、臨時休業により、学習の不足が生じている場合には、新学期の学習を補う計画を立てるなど適切に対応すること。

(1) 全校朝会・集会、学年集会

・当面は、学年や全体で集まることは避け、放送設備等を活用し、各教室で実施する。やむを得ず体育館等を集める場合は、短時間に納め、児童生徒の間隔及び換気に十分配慮すること。

(2) 感染症対策に留意した各教科等の指導（令和2年3月24日付け、学校再開ガイドライン1のP8）

ア 授業中、教職員等は飛沫防止のためマスク又は代用品（ハンカチ等）を着用する。授業中の場合でも息苦しい、熱中症が懸念されることから、こまめな水分補給の推奨と会話がないうち等（飛沫感染防止）を設定し、マスクを着用しない時間を確保する。

イ 教職員等は、近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、授業において、ペア・グループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動や、児童生徒が互いに向かい合う座席配置などは十分な対策を講じること。

ウ 教職員等は、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間指導計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

(例)

全教科⇒「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」

「近距離で一斉に大きな声で話す活動」★

理科⇒「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

音楽⇒「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」★

図画工作、美術⇒「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

家庭、技術・家庭⇒「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」★

保健体育⇒「密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動」★

※上記の活動は、

【レベル3】「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから行わない。

【レベル2】可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施を検討。

(★)を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討する。

エ 教職員等は、授業中、児童生徒が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室等に移動させるとともに、保護者に連絡し、引き渡す。

オ 体育時におけるマスクの着用の必要性について（5月21日付け事務連絡にて通知）は、学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ありませんが、対策を講じること。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。（県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン令和3年1月6日版）

カ 令和2年度の学校の水泳の授業について

(ア) 今年度における学校の水泳授業の取扱いについて（5月22日付け事務連絡にて通知）は、しっかりと感染防止の対策を行って上で、授業を行うこと。

（３）学校給食及び昼食（令和２年３月２４日付け、学校再開ガイドライン１のＰ９）

- ア 配膳の際は、マスク等を着用し、児童生徒が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行なう。
- イ 児童生徒が対面して会食する形態を避け、会話を控えさせる。
- ウ 給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮する。

（４）休憩時間（令和２年３月２４日付け、学校再開ガイドライン１のＰ４）

- ア 教員は、教室等の窓は開放し、十分な換気を行う。
- イ 児童生徒は、休憩時間（授業間も含む）後やトイレ使用後などに手洗いを徹底する。
- ウ 児童生徒は、できるだけ他学年のフロアに行かないよう心掛ける。
- エ 校内に設置してある遊具等の使用についての注意
 - （ア）使用前、使用後は、必ずこまめな手洗いや手の消毒をすること。
 - （イ）１つの遊具に集中することがないようできるだけ密をさける。（距離や順番待ち）

（５）部活動（新型コロナウイルス感染症に係る県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策（保健体育学習・部活動）令和３年１月９日時点）

- ア 部活動については、感染状況や生徒等、学校の実情を考慮し、市教委で判断し通知する。（H30年１２月沖縄県教育委員会運動部活動等の在り方に関する方針・H31年３月豊見城市中学校部活動方針に準拠する）
- イ 県立学校の部活動ガイドライン例のレベル１から３に合わせて行うようにする。（担当教職員等や部活動指導補助員がつく）
- ウ 県立学校の部活動ガイドライン例の全体を通じての留意事項を参照する。

（６）クラブ活動・児童会・生徒会活動

- ア クラブ活動・児童会・生徒会活動についても、感染状況や児童生徒、学校の実情を考慮して行う。
- イ 担当教職員等は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。
- ウ クラブ活動の活動内容については、「（２）感染症対策に留意した各教科等の指導」と同様とする。
- エ 生徒総会は、放送設備等を活用し、各教室で実施しても良い。

（７）学校行事（令和２年３月２４日付け、学校再開ガイドライン１のＰ８）

- ※学校行事等は可能な限り行うことを前提とするが、学校の規模や状況等により判断をする。
- ※市小中学校感染症予防ガイドライン・各校ガイドラインに照らして。
- ア 運動会、遠足、校外学習等の行事や校外での活動は、感染状況を考慮して延期もしくは中止もあり得る。
- イ 宿泊を伴う行事についても、感染状況を考慮して延期もしくは中止もあり得る。
- ウ 健康診断は、円滑な測定等が行われるよう、検診時の待機者が滞留しないよう工夫を行う。特別支援学級においては、児童生徒等を分散させて検診できるように工夫する。

なお、実施体制が整わない等の事由により、6月30日までに実施できない場合は、当該年度末までの間に可能な限り、速やかに実施する。

エ 避難訓練を除き、体育館等での講話や外部講師を招いた特別授業、鑑賞教室、球技大会など児童生徒が一堂に集まって行う活動は、感染症対策を十分に考慮する。場合によっては延期又は中止もあり得る。避難訓練については、児童生徒に避難経路の確認が必要なため工夫して確実に行う。

オ マイクロバスの使用の注意

(ア) 車内の座席や手すりなど、運転手や児童生徒等が頻繁に触れる箇所については、乗降後、こまめに消毒を行う。

(イ) 乗車時に、児童生徒への手指消毒及びマスクの着用の徹底を確認すること。

(ウ) エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行なう。

(エ) 車内など密閉空間での会話はしないこと。

(8) 保護者会、コミュニティスクール等

ア 開催する場合は、当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。

イ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、こまめな換気を行う。

ウ PTA総会や各委員会についても実施の可否を十分に検討し、実施する際には、ア及びイの内容を徹底する。

(9) 登下校指導

ア 児童生徒は、登校については、周囲との距離を1～2m空け登校する。登下校に関しては、必ずマスクを着用ではない。感染防止の対策がとればよい。(距離をとり、会話を減らし、飛沫感染防止を行うなど。)(マスクを着用していないことを理由に帰宅させないこと)

イ 児童生徒は、水分の補給のため、水筒(お水・お茶)を持参させる。

ウ 児童生徒は、下校の際は、速やかに自宅等に帰る(飛沫感染の防止に努め立ち話や寄り道などをしない)。

(10) 放課後や休日の過ごし方

・感染を防ぐため、大人数での集会や人混みとなるような場所に行かないよう心掛ける。

3. 登校の判断(令和2年3月24日付け、学校再開ガイドライン1のP4、5)

(1) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒について

ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。

イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。

ウ 保護者が登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた

日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(2) 海外から帰国した児童生徒について

ア 国や地域を問わず、海外等から帰国した児童生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。なお、渡航先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で2週間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。(厚生労働省 水際対策の抜本的関する Q&A R3.1.13 時点版)

イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(3) 感染症の予防上、保護者が児童生徒を出席させなかった場合について

・新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童生徒を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

(4) 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い

ア 児童生徒がワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱いについては、「出席停止」とする。

イ 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱いについては、「出席停止」とする。

4. 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処（令和2年3月24日付け、学校再開ガイドライン1のP6）

(1) 感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。具体的には、児童生徒同士で、感染症が流行している国や地域に関係している児童生徒に対して感染しているかのように扱うことや、咳をしている児童生徒を非難するような言動、教職員が児童生徒に対して感染者等を差別するような不用意な発言をする等、学校生活の様々な場面で、偏見や差別につながるような行為が行われる可能性が考えられる。児童生徒への指導だけでなく、教員自身も十分意識し日々の業務を行うようにする。

(2) 学校では、新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう児童生徒に指導し、保護者に対しても理解を求める。

指導例)

・ワクチンの接種は強制ではないこと

- ・周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと
- ・身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること など

5. 年間行事計画等の見直し（令和2年3月24日付け、学校再開ガイドライン1のP7. 8）

・各学校は、学校再開の通知に基づき新年度の教育活動を実施する際、計画通り実施ができなかった教育活動等を補うため、長期休業日の始期・終期の変更を含めた年間行事計画の変更や年間授業計画の見直しについて検討し、教育委員会とともに必要な変更を行う。

6. 教職員の健康管理（令和2年3月24日付け、学校再開ガイドライン1のP1～4）

- (1) 教職員も毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表（本人用）」に体温等を記入すること。学校において「健康チェック表（確認用）」を、出出勤カードシステムのそば等に常備し、出勤時に記入できるようにしておくこと。管理職は、毎日、別添「健康チェック表（確認用）」の記載内容を確認し、3週間は保管すること。
- (2) 教職員も風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養すること。登校後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。
- (3) 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討をしておくこと。
- (4) 教職員は、手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着すること。
- (5) 教職員は、勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」「感染リスクが高まる5つの場面」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

7. 教職員の勤務・サービス（令和2年3月24日付け、学校再開ガイドライン1のP1～4）

- (1) 教職員が新型コロナウイルスに感染症に感染した場合、感染の疑いがある場合又は感染症対策に伴い、子の世話をを行うために勤務しない場合のサービス上の取扱いについては、令和2年8月20日付「新型コロナウイルス感染症対応に係る職員の休暇等に関するサービス上の取扱いについて」のとおりとする。
 - (2) 職員の休暇等に関するサービス上の取り扱いについて（8月20日付け豊教教第380号通知）
 - ア 小中学校における新型コロナウイルス感染症対策についての教職員の休暇等に関するサービス上の取扱いについては、当面継続する。
 - イ 在宅勤務の実施（全職員対象）については、緊急事態宣言が発令された場合に限り実施するが、県外から帰沖した職員や症状のない濃厚接触者に接触した職員に限り、在宅勤務を命じることとする。
 - ウ 職員の県外・県内離島等への出張、私事旅行については、緊急事態措置を実施すべき区域かどうかも含め、感染状況等をしっかりと把握した上で、慎重に対応すること。
- （これまでに発出した通知一覧）

●勤務・サービスの取扱い

- ・令和2年8月4日付教総第66-2号「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」
- ・令和2年4月6日教県第67条「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業について」
- ・令和2年8月20日付「新型コロナウイルス感染症対応に係る職員の休暇等に関する服務上の取扱いについて」

II 臨時休業編

1. 児童生徒及び教職員の感染が疑われる症状がある場合

(令和2年2月25日付け、事務連絡 児童生徒等ひ新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について第二報)

児童生徒及び教職員は、次のいずれかの場合、自宅で休養させることとする。

(平熱が低い場合や高い場合は、事前に学校に相談する)

ア 風邪症状が見られる場合。

【発熱等の風邪の症状とは】

発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のこと。但し、鼻汁など基礎疾患の症状である場合を除く。

☆上記以外にも風邪症状と判断する場合がある。

※同居家族に「風邪症状がある」、「発熱等の風邪症状があり検査を受けている」場合は児童生徒等に発熱等の風邪症状がなくても出席停止となる。【感染レベル2以上】

イ 症状が数日続く場合は病院で受診してもらう。

ウ 出勤後に新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状（咳、咽頭痛、発熱等）を訴える教職員に対しては、本人の希望により本人で抗原定性検査を実施する。

2. 濃厚接触者を把握した場合

(1) 児童生徒の場合

ア 校長は、児童生徒の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう事前に保護者に依頼しておくこと。

イ 校長は、保護者や児童生徒から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該児童生徒の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、当該児童生徒に対して出席停止の措置を行うこと。

(出席停止期間 感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間の出席停止)

※保健所の指示によってはその限りではない。

ウ 校長は、市教育委員会（学校教育課）に報告する。

エ 市教育委員会（学校教育課）は、校長からの報告を受けた際、原則として保健所の助言等を参考に、臨時休業の実施を検討する場合がある。

オ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童生徒の健康観察を行う。

カ 同居する家族が「濃厚接触者に特定され発熱等の症状がある」場合は児童生徒等に発熱等の風邪症状がなくても出席停止となる。【感染レベル2以上】

(2) 教職員の場合

ア 校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、当該教職員を休ませる。

(出勤停止期間 感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間の出勤停止)

※保健所の指示によってはその限りではない。

イ 校長は、市教育委員会（学校教育課）に報告する。

ウ 市教育委員会（学校教育課）は、校長からの報告を受けた際、原則として保健所の助言等を参考に、臨時休業の実施を検討する場合がある。

エ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の教職員等の健康観察を行う。

3. 感染者が出た場合（令和2年3月24日付け、学校再開ガイドライン1のP4）

・学校における新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応について

(令和2年7月10日時点) 第16報-② 教保第668号

(1) 児童生徒の場合

ア 校長は、当該児童生徒について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 校長は、市教育委員会（学校教育課）に報告する。

ウ 市教育委員会（学校教育課）は、（県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン令和3年1月6日版）に基づき、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、保健所等と相談の上、学校の一部（学級や学年単位など必要最低限の範囲）の臨時休業を行う。消毒は、できるだけ72時間を経過した後の実施が望ましいが、できない場合は感染症対策を十分に講じて行う。※保健所の指示により臨時休業の規模や期間を判断する。

エ 市教育委員会（学校教育課）と学校は、所管の保健所と相談しながら、感染児童生徒の登校実態を踏まえ、濃厚接触者の特定と人数を把握し、休業規模（当該児童生徒の出席停止なのか、学級・学年または学校なのか）を決定する。

オ 学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童生徒の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

(教育委員会として適切な支援を行う。)

(2) 教職員の場合

ア 校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。

イ 校長は、市教育委員会（学校教育課）に報告する。

ウ 市教育委員会（学校教育課）は、（県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン令和3年1月6日版）に基づき、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、保健所等と相談の上、学校の一部（学級や学年単位など必要最低限の範囲）の臨時休

- 業を行う。消毒は、できるだけ 72 時間を経過した後の実施が望ましいが、できない場合は感染症対策を十分に講じて行う。※保健所の指示により臨時休業の規模や期間を判断する。
- エ 市教育委員会（学校教育課）と学校は、所管の保健所と相談しながら、感染教職員の勤務実態を踏まえ、濃厚接触者の特定と人数を把握し、休業規模（当該教職員の自宅待機なのか、学校の一部または全部なのか）を決定する。
- オ 学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該教職員の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。
(教育委員会として適切な支援を行う。)

カ 感染者が感染可能期間（発症 2 日前）に登校していた場合は、保健所に代わり学校職員が PCR 検査を代行する。(学校 PCR の実施)

次の場合学校 PCR の対象となる。

- (1) 陽性者が学校関係者の場合
- (2) 当該陽性者が感染可能期間に登校しており接触者がいた場合
- (3) 接触者に対し、保健所からの調査等がされていない場合

※なお、個人情報扱うため、検査実施には保護者の同意を得ること。

○濃厚接触者の定義

- ① 陽性者と手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）
- ② 必要な感染予防策（マスク）なし
- ③ 陽性者と 15 分以上の接触があった者
- ④ 陽性者と換気の悪い狭い空間（窓を閉め切った車内、等）においては、お互いにマスクをしていても濃厚接触者に該当。

○接触者の定義

濃厚接触者には該当しないが、感染可能期間に接触のあった児童・生徒及び職員（同学級、部活動、登下校、土日で一緒に遊んだ者、塾や習い事で一緒にいる者等）。学校の関係者に限り、家族・親戚や他校の児童生徒は含まない。

(3) その他

- ア 感染者の有無に関わらず、沖縄県警戒レベル実施例に基づき、県の警戒レベルや「県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策等について」を参考に、学習活動の形態や休業規模を判断する。
- イ 学校は、学校保健安全法第 20 条により臨時休業となった場合に備え、児童生徒が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行っていくこと。
また、HP 等で学びのコンテンツ等の紹介や学習ができるように準備を行っていくこと。
- ウ 陽性者等が出た場合の消毒について
保健所等より指示がある場合には、その指示に従い消毒を行う。

4. 市内感染者の発生状況を踏まえた措置

- ア 市内感染者状況等を踏まえ、段階的に休業規模や期間については判断していく。

イ 段階的判断については、学級、学年、学校、複数学校、市内全体の順で行う。

ウ 豊見城市立学校における地域感染レベルは、「県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策等について」に準ずる。ただし、最終的には市教委で判断を行う。

※豊見城高校、豊見城南高校、南部農林高校に準ずる。

5. やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について

感染者や濃厚接触者、感染不安等による欠席者などについて

ア 児童生徒の実情等を踏まえ教科書、ドリル等の学習課題を提示する。

イ 課題については適切な内容や量となるよう留意する。

ウ 電話による学習状況の把握や出校後の学習成果を把握する。

III 緊急事態宣言発令時編

1. 国や県からの通知文に従って対応を行うが具体的な判断については本市のコロナ対策会議及び市教委内の会議において決定し通知する。

2. 緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応

(教保第 1612 号)緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応について

【発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応】

1 対象 地域の感染レベル 3 の学校（県立学校地域感染レベルに準ずる）

2 期間 緊急事態宣言中

3 対応方法

(1) 上記理由で学校を休む旨の連絡を受けた場合や早退させる場合は、当該児童生徒等及び保護者に対し、かかりつけ医や医療機関を受診するよう勧める。

(2) 受診の際には、「再登校の基準」について必ず医師に確認させ、その指示に従うよう指導する。

① 「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認するよう伝える。

② 医師の指示により、症状消失後、一定期間自宅にとどまった後、登校した場合も、学校を休んだ初日から終日まで「学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止」とする。

(3) 受診しなかった児童生徒等への対応について

事前に学校医と相談し、2 の期間は、下記の対応としても差し支えないこととする。解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも 72 時間が経過していること。

※ 上記期間は「学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止」とする。

4 陰性証明、治癒証明及び登校許可証について

上記証明は全て不要であり、保護者等から口頭にて確認すること。

3. まん延防止等重点措置宣言下における対応

(教保第178号)新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について

○学校関係への要請(県内全域) (特措法第24条第9項)

1. 児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えること
2. 部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策を徹底すること
3. 県教育委員会等の定めるガイドラインの遵守を徹底すること

(教保第209号)県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策等について(R3.4.28時点)

1. 部活動、課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛を行うこと
(期間中、県内外における、練習試合や合宿等については行わない等)

参考資料

- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」 令和2年3月24日
- ・「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第2報)」
令和2年2月25日事務連絡
- ・「県立学校の臨時休業及び再開後の取扱いについて」 令和2年5月7日教県第222号
- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A(5月13日時点)」 令和2年5月13日事務連絡
- ・「運動部活動等の在り方に関する方針」 平成30年12月
- ・「豊見城市中学校の部活動方針」 平成31年3月
- ・東京都板橋区立幼稚園・小中学校感染予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)
- ・沖縄県うるま市学校再開ガイドライン 教職員用 令和2年5月14日時点
- ・群馬県版学校再開に向けたガイドライン 令和2年4月2日
- ・「新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底について」 令和2年5月20日 事務連絡
- ・「体育時におけるマスクの着用の必要性について」 令和2年5月21日 事務連絡
- ・「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」 令和2年5月22日 事務連絡
- ・「新型コロナウイルスの感染症に係る職員の休暇等に関する服務上のより扱いについて」
令和2年5月20日 事務連絡
- ・学校における新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応について
(令和2年7月10日時点)(第16報-②) 令和2年7月10日 教保第668号
- ・別添 第2波、第3波に備えた警戒レベル指標の策定について
令和2年7月2日 沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部
- ・県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 令和2年7月21日版
- ・「学校における新型コロナウイルスの感染症に関する衛生管理マニュアル」
～学校の新しい生活様式～ 2021.4.28Ver.6
- ・県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策について
- ・県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策 別紙1-1(2020.9.11時点)

- ・県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策（保健体育・運動部活動）別紙1-2(2020.9.11時点)
- ・県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和3年1月6日版）
- ・厚生労働省 水際対策の抜本的関するQ&A R3.1.13時点版)
- ・県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策 別紙1-1(令和3年1月9日時点)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策（保健体育学習・部活動）別紙1-2（令和3年1月9日時点）
- ・緊急事態宣言下における発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応について（令和3年1月28日）
- ・「新型コロナウイルス感染症対応に係る職員の休暇等に関する服務上の取扱いについて」（令和2年8月20日）豊教教第380号
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」令和2年8月4日付教総第66-2号
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更についてR3.4.23(教保第178号)
- ・県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策等について(R3.4.28時点)(教保第209号)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について(R3.6.25)教保第623号
- ・学校PCR検査に係る説明資料について（R3.6.15）県ワクチン接種等戦略課 対策支援班
- ・小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等についてR3.8.26（教保第920号）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（R3.8.26）教保第900号